

厚生労働省への申し入れ

2008年9月5日

8月1日に第4回の検討会が開催されましたが検討会の結論はまだ出ていません。昨年6月、「悪性リンパ腫で死亡した原発労働者の労災申請が却下されたがこれは労基署の独断で不当である。」との私たちの指摘に対して、厚生労働省が「りん伺に戻して検討する」と回答されてから1年2ヶ月が経過しました。また今年3月6日に喜友名末子さんと代理人が上京され、厚労省に直接早期認定を訴えられてから6ヶ月が経過しました。もとより認定のための検討は慎重に行われるべきことは当然ですが、あまりにも時間がかかりすぎています。遺族の喜友名末子さんは「労災認定は当然」と思い労災申請をされました。その思いとこの現実はあまりにもかけ離れていると言わざるを得ません。労働者保護の原則に立ち、早期に労災認定することを強く求めるものです。

放射線被曝労働者の晩発障害の労災認定は、2004年に労災認定された長尾さんの多発性骨髄腫を除いては、白血病に限られています。

2006年、喜友名正さんの悪性リンパ腫労災申請が却下されたことについて、労基署は悪性リンパ腫が認定基準に例示されていないことを理由に挙げています（3月6日の金高弁護士の厚生労働省への陳述）。

例示疾病の追加に関しては、2004年、長尾光明さんの多発性骨髄腫の労災認定の際に厚生労働省は例示疾病に加えるか否かの検討を行うと約束しましたが放置されてきました。喜友名正さんの悪性リンパ腫労災申請に対する労基署の対応の背景にそのことがあったことについて、労働行政の怠慢であると考えます。

その後も2007年6月に年度内に検討会を開催すると回答されましたが果たされず、「2008年度内に検討会を開く。」と2008年3月に再度約束されました。今度こそその約束を実行し、放射線被曝労働者の労災認定の例示疾病に白血病類縁疾患を加えるべきです。

以上により、わたしたちは厚生労働省に下記の事項を申し入れます。

1. 喜友名正さんの悪性リンパ腫の労災認定について、労働者保護の原則により次のことを行うよう求めます。

- (1) 早期に業務上と認定すること。
- (2) 長尾さんの原子力損害賠償裁判の不当判決に影響されることなく労災認定を行うこと。

2. 放射線被曝労働者の労災認定の例示疾病に白血病類縁疾患（多発性骨髄腫および悪性リンパ腫）を加えることについて、次のことを求めます。

- (1) そのための検討会を2008年度内に開催するとの約束を履行すること。
- (2) 放射線被曝労働者の労災認定の例示疾病に白血病類縁疾患を加えること。

以上

喜友名正さんの悪性リンパ腫労災認定を支援する会

責任団体 原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、関西労働者安全センター、双葉地方原発反対同盟、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン

代表連絡先 原子力資料情報室（渡辺美紀子）、ヒバク反対キャンペーン（建部暹）